

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	荷物の運送役務	空幕募援LPS-X00018	
		承認	令和 5年 9月 12日
		作成	令和 5年 9月 12日
		改正	令和 8年 6月 19日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	航空幕僚監部 人事教育部募集・援護課		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空幕僚監部人事教育部募集・援護課（以下“官側”という。）の荷物の運送役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、次による。

- a) **一個口** 荷送人，荷受人，発営業所，着営業所，集荷先，配達先，託送の時及び運賃支払い方法が同じ荷物をいう。
- b) **事故等** 荷物の滅失，き損，延着（あらかじめ官側の承認を受けた場合を除く。），その他契約に基づく役務を履行することができない場合をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、契約締結時における最新版とする。ただし、契約締結後に当該文書に改正があった場合には、その適用について別途協議するものとする。

a) 法令等

貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）

自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）

b) 約款

標準貨物自動車運送約款（平成2年運輸省公示第575号）

標準宅配便運送約款（平成2年運輸省公示第576号）

品名又は件名	荷物の運送役務
--------	---------

2 役務に関する要求

2.1 一般

この運送役務は、一般貨物自動車運送事業者が行う宅配運送とし、以下に定めない部分については、国土交通大臣が定める約款又は国土交通大臣の許可を受けている約款によるものとする。

2.2 荷物の取扱い範囲

荷物の取扱い範囲は、次に掲げる条件の範囲内とする。

- a) **地帯区分及び重量区分** 地帯区分及び重量区分は、調達要領指定書による。
- b) **自動車事故報告規則第2条第5項**に定めるものを除く。

2.3 運送品目

運送品目は、調達要領指定書による。

2.4 荷物の引受け

荷物の引受けは、次による。

a) 持込

- 1) 契約の相手方は、東京23区内に13tトラックの進入及びフォークリフトによる荷下ろしが可能な荷捌き場（高さ4m以上、全長13m以上）及び保管場所（20坪以上）を確保し、官側が指定した納品業者が持ち込む荷物の受け入れが可能であること。
- 2) 官側が指定した納品業者は、自らが持ち込んだ荷物の荷下ろしに係る作業を行うこととし、契約の相手方は、必要に応じてフォークリフト等の器材支援を行うこと。
- 3) 契約の相手方は、官側が指定した納品業者から持ち込まれた荷物について官側が受領検査を行う際に立ち会うものとし、その際、契約の相手方は、受領検査に必要な場所を提供すること。

- b) **集荷** 契約の相手方は、官側が指定する場所（「箇条2.4a)1)」において契約の相手方が確保した保管場所及び航空自衛隊市ヶ谷基地）及び日時において集荷を行うものとし、官側は積込みに係る器材及び作業員並びに資材等の支援は行わない。その際、荷物運搬用として官側が準備したパレットについて官側が別途指示した場合は、荷物引き受け後1か月以内に官側が指定した場所へ返却すること。

- c) **保管** 契約の相手方は、集荷から発送完了までの間、荷物の保管についての責を負う。

- d) **発生材** 契約の相手方は、官側が荷物を引き渡す際に発生する廃材については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、確実に処分すること。

品名又は件名	荷物の運送役務
--------	---------

2.5 荷物の引渡し

荷物の引渡しは、次による。

- a) **荷造り** 契約の相手方は、官側が指定した要領及び内訳に基づき、引き受けた荷物の仕分け及び梱包を行うこと。なお、荷物の性質、重量、容積、運送距離、運送の扱種別等に応じ、運送に適した梱包及び外装表示を行うこと。細部は調達要領指定書による。
- b) **必要資材** 契約の相手方は、荷造りに伴う必要資材を準備することとする。細部は調達要領指定書による。
- c) **送り状** 送り状は、次のとおりとする。
 - 1) 契約の相手方は、官側が指定した内訳に基づき、一個口ごとに交付すること。
 - 2) 前号1)を行う際、送付先及び内容物、並びに部数を記載した荷札ラベルを準備し、荷物に張り付けること。なお、同じ発送先に複数の荷物が届く場合には、荷札ラベルに複数による小個口であることがわかる内容を記載すること。
- d) **発送** 発送は、調達要領指定書による。
- e) **受領確認** 契約の相手方は、荷受人が相違なく受取ったことのわかる書類（送付先、数量、荷受日、荷受人）又は、発送追跡が可能な書類を官側へ提出すること。

2.6 運賃及び料金の基準

運賃及び料金の基準は、次による。

- a) **運賃** 運賃は、調達要領指定書による。
- b) **発送予定回数** 発送予定回数は、調達要領指定書による。
- c) **作業費** この契約における作業費については、発送予定回数に基づき、1回あたりの作業費として計算する。

3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官の定める監督・検査実施要領に基づき実施する。

4 その他の指示

4.1 一般

- a) 本契約に基づく市ヶ谷基地内への立入りは、市ヶ谷基地規則に従い申請するものとし、履行場所及び定められた地域以外に立ち入ってはならない。
- b) 市ヶ谷基地内での車両等の運行については、市ヶ谷基地規則に従うものとする。
- c) 契約の相手方は、本役務履行中における物品等の破損、保全及び盗難等の防止に万全を期するものとする。

4.2 事故等発生時の処置

事故等発生時の処置は、次による。

品名又は件名	荷物の運送役務
--------	---------

- a) **報告** 契約の相手方は、事故等により官側に損害を与えた場合は、契約担当官に対し、速やかに事故等発生報告を行うものとする。
- b) **事故等報告書** 契約の相手方は、事故等が発生した際は速やかに調査を行うこととし、事故等発生日から2週間以内に事故に関するてん末書を検査官に提出するものとする。
- c) **弁済** 官側は、契約の相手方の責に帰する事故等により損害を受けた場合は、その損害の賠償を受けられるものとする。

4.3 その他必要な事項

この仕様書に規定のない事項又は疑義が生じた場合は、契約担当官との間で書面により速やかに協議するものとする。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	募援役R8-第4号
	調達要求年月日	令和8年6月15日
	作成部課	航空幕僚監部 人事教育部 募集・援護課
	作成年月日	令和8年6月4日
品名又は件名	荷物の運送役務	
仕様書番号	空幕募援LPS-X00018	

指定事項：

2.2 荷物の取扱い範囲

a) 荷物の取扱い範囲は、表1による。

2.3 運送品目

運送品目は、次による。

a) **広報用品** 広報用品は、次のとおりとする。

- 1) 文具類
- 2) 日用品

b) **カレンダー類** カレンダー類は、次のとおりとする。

- 1) 壁掛けカレンダー（A2サイズ）
- 2) ポスターカレンダー（A2サイズ）
- 3) 卓上カレンダー（B6サイズ）

c) **パンフレット類** パンフレット類は、次のとおりとする。

- 1) パンフレット（A4サイズ）
- 2) リーフレット（A4サイズ巻き三つ折り）

2.5 荷物の引渡し

a) **荷造り** 表2に基づき、荷造りを行うこと。

b) **必要資材** 表2に基づき、荷造りに必要な資材を準備すること。

d) **発送** 発送は、次のとおりとする。

- 1) 発送数は、一個口単位とする。
- 2) 発送予定数及び予定回数は、表2による。
- 3) 発送元及び発送先住所は、表3による。
- 4) 荷物の引き受けから5営業日以内（土日及び祝日を含まない）に発送完了すること。

2.6 運賃及び料金の基準

運賃及び料金の基準は、次による。

a) **運賃及び料金** 契約の相手方は、荷物の運賃及び運賃以外に発生するすべての料金を一個口の単価として計算し、請求するものとする。なお、表1に対応した金額を適用すること。

b) **発送予定回数** 発送予定回数は、表2による。

表 1－荷物の取扱い範囲，運賃及び料金の基準

地帯区分及び重量区分			
地帯区分	区 分	都道府県名	
	北 海 道	北海道	
	東 北	青森，岩手，宮城，福島，秋田，山形	
	関 東	茨城，栃木，群馬，埼玉，千葉，山梨，東京，神奈川	
	信 越	長野，新潟	
	中 部	静岡，愛知，岐阜，三重	
	北 陸	富山，石川，福井	
	関 西	大阪，京都，滋賀，奈良，和歌山，兵庫	
	中 国	岡山，広島，山口，鳥取，島根	
	四 国	香川，徳島，愛媛，高知	
	九 州	福岡，長崎，大分，佐賀，熊本，鹿児島，宮崎	
	沖 縄	沖縄本島	
重量区分	区 分	外形三辺合計	重 量
	2 k g	6 0 c m迄	2 k g 迄
	5 k g	8 0 c m迄	2 k g ～ 5 k g 迄
	1 0 k g	1 0 0 c m迄	5 k g ～ 1 0 k g 迄
	1 5 k g	1 2 0 c m迄	1 0 k g ～ 1 5 k g 迄
	2 0 k g	1 4 0 c m迄	1 5 k g ～ 2 0 k g 迄
	2 5 k g	1 6 0 c m迄	2 0 k g ～ 2 5 k g 迄

表 2 - 荷物の引き渡し、運賃及び料金の基準

発 送 予 定 数 内 訳													
発 地	着 地		北 海 道	東 北	関 東	信 越	中 部	北 陸	関 西	中 国	四 国	九 州	沖 縄
	東 京	サイズ		個口数									
60cm 迄		2kg	23	81	88	42	35	3	20	6	1	45	14
80cm 迄		5kg	5	30	51	25	24	8	27	2	1	36	10
100cm 迄		10kg	44	84	297	47	114	74	162	71	48	160	44
120cm 迄		15kg	76	100	195	27	73	30	120	100	80	130	24
140cm 迄		20kg	23	38	41	4	12	4	38	10	10	81	10
160cm 迄		25kg	5	8	12	1	3	1	12	5	1	8	1
発 送 予 定 回 数 内 訳													
時 期		予 定 数		運 送 品 目									
1 回目	令和 8 年 7 月 ~ 令和 8 年 9 月			100 個口		2.3 a), b), c) による。							
2 回目				100 個口									
3 回目	令和 8 年 10 月 ~ 令和 8 年 11 月			200 個口									
4 回目				500 個口									
5 回目	令和 8 年 12 月 ~ 令和 9 年 1 月			500 個口									
6 回目				500 個口									
7 回目	令和 9 年 2 月 ~ 令和 9 年 3 月			600 個口									
8 回目				500 個口									
<p>* 1 官側は、各回の確定数について、集荷日の 2 週間前（基準）迄に契約の相手方へ通知する。</p> <p>* 2 契約の相手方は、各回の荷造りに必要な資材一式の準備、発送先別の仕分け及び梱包、専用荷札貼り作業を行う。</p> <p>* 3 発送数及び回数については、変更する場合がある。</p>													

